

長寿医療制度の保険料軽減措置について

平成 21 年度の長寿医療保険料の軽減については、市報かんざき 4 月号 (10 ページ) でお知らせしていましたが、今回、本来 7 割軽減の方について、平成 21 年度は、8.5 割軽減と拡充されました。

長寿医療保険制度の保険料は、「均等割 (1 人あたりの定額の保険料)」と「所得割 (所得に応じた保険料)」を合計した額となっています。

平成 21 年度においては、従来の保険料軽減措置 (均等割の 7 割、5 割、2 割軽減) に加え、以下の軽減措置を行います。

【均等割】

- ① 均等割が本来 7 割軽減の方については、平成 21 年度は、8.5 割軽減となります。
- ② ①の対象の方で、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入 80 万円以下 (その他各種所得がない) の場合は、9 割軽減となります。

【所得割】

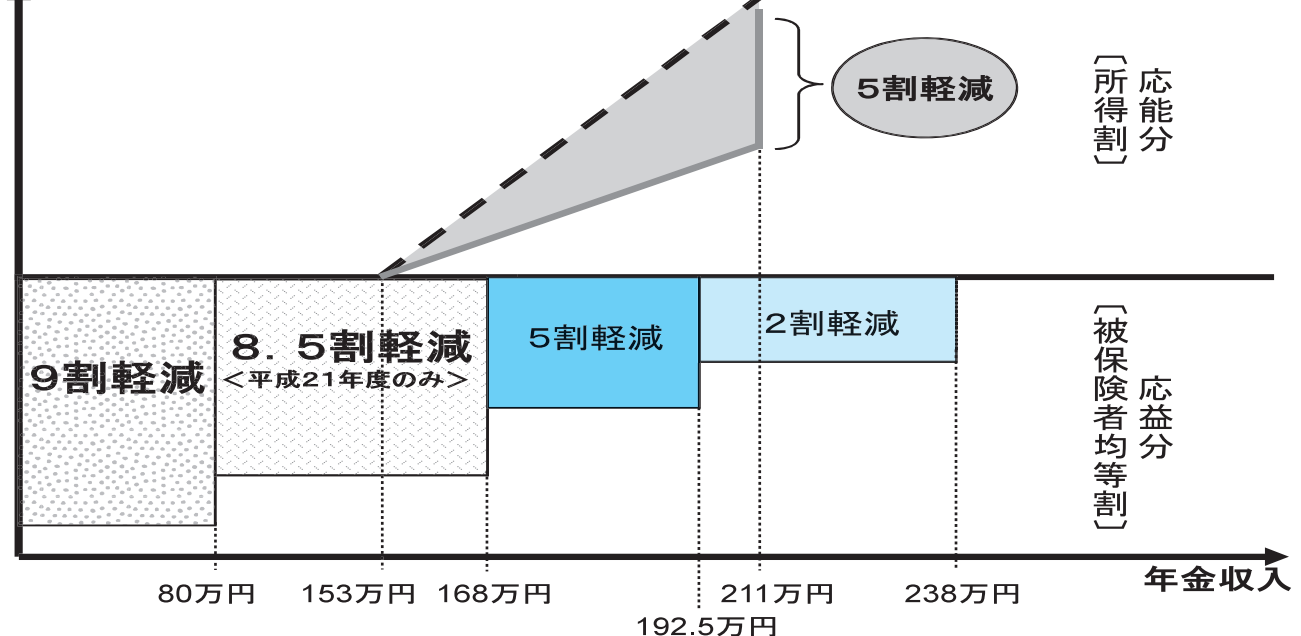
所得割を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額 (基礎控除後の総所得金額等) が 58 万円以下の方 (年金収入のみの場合の例としては、年金収入 153 万円から 211 万円までの被保険者) については、5 割軽減となります。

【被用者保険の被扶養者の軽減措置】

制度加入前に被用者保険の被扶養者であった方については、平成 21 年度は、均等割が 9 割軽減となります。

【年金収入のみの場合の軽減イメージ】

【夫婦世帯の例 (妻の年金収入 80 万円以下の場合)】



有料広告

有料広告

家づくり

新築フルオーダーの家。
想いを形にしませんか？

安心・快適な



リフォーム

水廻り・水・漆喰のお部屋
・健康な生活に。

地域密着で頑張っています！アフターメンテナンスもお任せ下さい！お見積り無料。お気軽にどうぞ♪

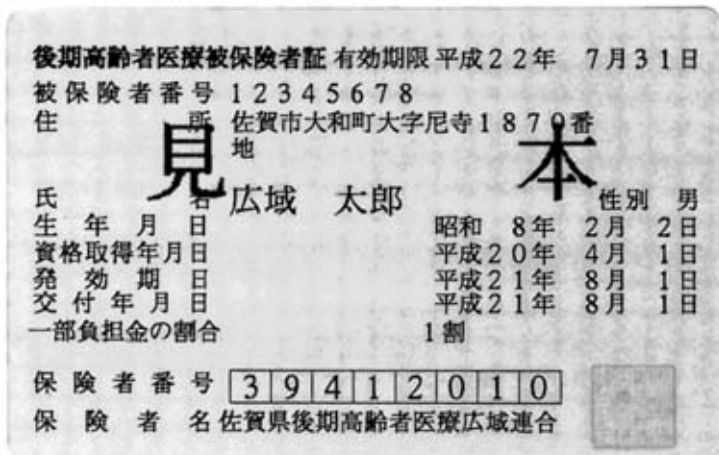


(株)アレスホーム

TEL (0952)52-7777

後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ

今お持ちの被保険者証（ピンク色）の有効期限は、平成21年7月31日までとなっています。
 新しい被保険者証（草色）は、7月中に【簡易書留】でお渡しますので、8月以降ご使用ください。
 ※今お持ちの被保険者証（ピンク色）は、7月31日までご使用いただけますが、有効期限終了後は、
 裁断等をして廃棄していただくか、神崎市役所または、各総合支所の長寿医療（後期高齢者医療）
 担当に返還してください。



このような被保険者証（草色）が届きます。

住所・氏名・性別・生年月日を確認してください。

もし、記載に誤りがある場合は、神崎市役所または、各総合支所の長寿医療（後期高齢者医療）担当にご連絡ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの皆さまへ 《認定証更新のお知らせ》

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成21年7月31日までとなっています。

新しい認定証は、7月中に交付します。

※認定証の更新手続きは、必要ありません。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課

☎ 37-0115

佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 64-8476

有料広告

オフチ電気の御得な情報！

神崎市地元購買力推進券

ご利用のお客様は...

当店価格より
更に

5%割引します！

10%プレミアム付



あなたの街の電器屋さん

オフチ電気

電話：0952-51-1122

FAX：0952-51-1133

※ アナログTV放送は2011年7月で終了します。お宅の地デジ対策は大丈夫ですか？

有料広告

進めよう！ 男女共同参画

～男女共同参画推進ネットワークより～

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と言われています。神崎市も男女共同参画社会の構築をめざし、「神崎市男女共同基本計画」策定に向けて前年度に審議会が2設置開催されました。本年度は基本計画策定が打ち出され、皆さんと共に、より確かな一歩を築いていくことが期待できそうです。

○佐賀県男女共同参画推進員

市内では、次の3人の方が県から委嘱されています。

- ・山邊 節子さん（脊振町）
- ・松本 綾子さん（神埼町）
- ・佐藤 悦子さん（千代田町）

3人の推進員は、神崎市男女共同参画推進ネットワークの会員でもあり、男女共同参画に関する啓発活動などについて、積極的に進められています。

☆ことばの知識

男女共同参画社会とは？
男女が互いを認め合い、支えながら性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することのできる社会のことです。
男女共同参画社会基本法第2条に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、供に責任を担うべき社会」と位置づけられています。

市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

神崎市男女共同参画推進ネットワークは、神崎市の委託を受け、本年度は6つの事業を計画しています。

- ・ミニ観劇「神崎さんちの空模様」（6月実施）
- ・講演会（8月29日）
- ・男女共同参画一行詩の募集（10月予定）
- ・視察研修（11月予定）
- ・男性の料理教室（1月予定）
- ・女性のための相談室（下記日程表）

詳細については、市報や神崎市各公民館に設置する「チラシ」などでお知らせします。

女性のための相談室

神崎市男女共同参画推進ネットワークでは、昨年度に引き続き、市の委託事業として「女性のための相談室」を開設します。

性別による差別、夫婦や子どもなど家庭内の心配ごと、夫や恋人からの暴力の悩み、セクシュアル・ハラスメントのこと、男女問題や離婚問題、近所や職場の人間関係など、どんな小さなことでも、気軽にご相談ください。一人で悩まないで一緒に考えましょう。ご希望があれば専門機関への紹介も行います。

と き	ところ
8月19日(水)	神崎市中央公民館 2階 和室
9月16日(水)	
10月21日(水)	
11月18日(水)	
1月20日(水)	
2月17日(水)	
※原則、第3水曜日を相談日としています。	

相談は無料です。秘密は厳守します。

◎問い合わせ先
神崎市男女共同参画推進ネットワーク代表
高柳 ☎52-4709
神崎市役所 市長公室 ☎37-0102

社会を明るくする運動講演会

犯罪のない明るい社会と住みよい郷土づくりのため、助け合い協力しましょう。

- と き 7月11日(土)
9:30～11:30
- ところ 神崎市中央公民館
- 演 題 聴いてよ、子どもの声を
- 講 師 佐賀県警察本部
生活安全部少年課
桑原 宏樹 氏

神崎中学校プラスバンドによる演奏
(9:30～10:00)もあります。

○主 催
神崎市、吉野ヶ里町、神埼地区保護司会、神埼地区BBS会、神崎市更生保護女性会 ほか
駐車場は、中央公民館・保健センター・JA会館・総合庁舎の駐車場をご利用ください。

犯罪や非行は、地域社会で起こるものであり、犯罪や非行をした人も、いずれ地域社会に戻ってきます。
彼らを差別や偏見にとらわれることなく、一人の地域住民として受け入れ、その立ち直りを支援することが、一見遠回りのようでいて、安全・安心な地域社会の実現につながります。
その意味で「社会を明るくする運動」は、安全・安心の国づくり、地域づくりのための重要な活動です。

【キャラバン隊による広報活動】

- と き 7月3日(金)
8:30～
- ところ 神崎市郡一円



防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り

7月は「社会を明るくする運動」
強調月間です。